

浦安市規則第64号

浦安市介護職員研修受講料等補助金交付規則の一部を改正する規則

浦安市介護職員研修受講料等補助金交付規則（平成28年規則第57号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「補助対象経費」の次に「（就業している介護事業所の運営法人から補助対象経費について補助を受けた場合又は受ける予定である場合には、補助対象経費から当該補助の額を控除した後の経費）」を加え、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の浦安市介護職員研修受講料等補助金交付規則の規定は、施行日以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。